

- (2) いずれかに該当する場合
 - (一) 通所による入所者の数が十五人未満の旧指定特
定の障害者授産施設 通所による入所者の定員の
数に三を加えて得た数を超える場合
 - (二) 通所による入所者の定員が十五人以上五十人以下
の旧指定特定の障害者授産施設 通所による入所
者の定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超え
る場合
 - (三) 通所による入所者の定員が五十人を超える旧指定
特定の障害者授産施設 通所による入所者の定員
の数に当該通所による入所者の定員の数から五十を
控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた
数を加えて得た数を超える場合
- 平成二十年四月一日以降
- 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合
- (1) 過去三月間の通所による入所者の数の平均値が、通
所による入所者の定員の数に百分の百五を乗じて得た
数を超える場合
 - (2) 一日の通所による入所者の数が次の(一)又は(二)のい
ずれかに該当する場合
 - (一) 通所による入所者の定員が五十人を超えない旧指
定特定の障害者授産施設 通所による入所者の定
員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合
 - (二) 通所による入所者の定員が五十人を超える旧指定
特定の障害者授産施設 通所による入所者の定員
の数に当該通所による入所者の定員の数から五十を
控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた
数を加えて得た数を超える場合

六 指定旧法施設支援単位数表第6の1の旧知的障害者通所療養費の注2の厚生労働大臣が定める
入所者の数の基準及び旧知的障害者通所療養費の算定方法
指定旧法施設支援単位数表第6の1の旧知的障害者通所療養費(以下「旧指定知的障害
者通所療養費」という。)において指定旧法施設支援を行った場合旧知的障害者通所療養費についてはこ
ろにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める入所者の数の基準</p> <p>旧指定知的障害者通所療養の過去三月間の入所者の数の平均値が、入所 者の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2) のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 入所定員が五十人を超えない旧指定知的障害者通所療養 一日の入所 者の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(2) 入所定員が五十人を超える旧指定知的障害者通所療養 一日の入所者 の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百 分の五を乗じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>厚生労働大臣が定める 旧知的障害者通所 療養費の算定方法</p> <p>指定旧法施設支援 単位数表の所定単位 数に百分の七十を乗 じて得た単位数を算 定し、指定旧法施設 支援費用額算定基準 の例により算定す る。</p>
---	---

○厚生労働省告示第五百五十六号
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の
額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣
が定める者を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。
平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める者

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用
の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表
(以下「介護給付費等単位数表」という。)第4の1の注2の厚生労働大臣が定める者
平成十八年九月三十日において現に児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条に
規定する知的障害児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び同法第四十三条の
四に規定する重症心身障害児施設(以下「知的障害児施設等」という。)に入所していた者又は指定
医療機関(同法第七条第六項及び身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二八十三号)第十八条
第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二
十三号)以下「法」という。)附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第二十七條第二項又は
法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十八条第四項の規定に基づき入院して
いた者のうち、平成十八年十月一日以降引き続き当該知的障害児施設等又は指定医療機関に入所又
は入院しているもの及び平成十八年九月三十日において現に入所又は入院していた知的障害児施設
等又は指定医療機関を退所又は退院した後、やむを得ない事情により地域における生活の継続が困
難となったと市町村長が認められたもの

介護給付費等単位数表第5の1の注2及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定めるもの
指定旧法受給者(法附則第二十二條第一項に規定する特定旧法受給者をいう。)のうち、法附則第
二十二條第三項の規定により介護給付費又は訓練等給付費を支給される者及び平成十八年九月三十
日において現に入所していた特定旧法指定施設(法附則第二十一條第一項に規定する特定旧法指定
施設をいう。)を退所した後、やむを得ない事情により地域における生活の継続が困難となったと市
町村長が認められた者

○厚生労働省告示第五百五十七号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四條の二第二項(同法第六十三條の三の二第
三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定
施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。
平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)以下「法」という。(第二十四條の二第二項の規定
に基づき、指定施設支援(同法第一項、法第六十三條の三の二第三項において読み替えて適用する
場合を含む。)に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表障害児施設給
付費単位数表第1の1(注4から注6までを除く。)、2、4及び5、第2の1から6まで、第3の
1(注4から注6までを除く)から8まで並びに第4の1(注3から注5までを除く)から8まで
により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、別表障害児施
設給付費単位数表第1の1(注4から注6までに限る。)(及び3、第3の1(注4から注6までに限
る。))第4の1(注3から注5までに限る。)(並びに第5の1により算定する単位数に十円を乗じて
得た額を加えて算定するものとする。

二 前号の規定により、指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満
の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表
障害児施設給付費単位数表

第1 知的障害児施設支援

1 知的障害児施設給付費(一日につき)

指定知的障害児施設の場合

(1) 入所定員が5人以上10人未満の場合で当該施設が単独施設であるとき	667単位
(2) 入所定員が10人の場合	440単位
(一) 当該施設に併設する施設が生じた施設であるとき	1,258単位
(二) 当該施設が単独施設であるとき	667単位